

## 地域経済循環創造事業交付金に係る事業募集要項

### 1 目的

地域金融機関等との連携し、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業の事業化に取り組む民間事業者等に対し、国の地域経済循環創造事業交付金を活用して本市が支援することにより、地域経済循環の創造を図ることを目的とする。

### 2 募集する事業の内容

#### (1) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助事業」という。)を実施する場合に、補助金の交付を行うこととする。

ア 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資かつ、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

#### (2) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第14条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事 監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

### (3) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

- ア 融資額が補助金額と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円
- イ 融資額が補助金額の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円
- ウ 融資額が補助金額の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円
- エ 融資額が補助金額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

### (4) 補助対象期間

当市の交付決定日から交付決定の属する年度末までの期間

※交付期間は、交付決定を受けようとする年度を含めて最大 2 年

## 3 申請者に係る要件

(1) 市内に主たる事業所を有する民間団体等であること。複数の団体で構成する場合は、その構成員の 2 分の 1 以上が市内に事業所を有する者をもって組織されたものであること。

(2) 補助金支給のための審査・検査に協力すること。

ア 補助金額確定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること。

イ 補助金額確定のための審査に必要な書類等の提出を、市から求められた場合に応じること。

ウ 市等の実地検査を受け入れること。

- (3) 糸魚川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団。暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当する者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 糸魚川市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (8) 本社又は事業所が糸魚川市内に所在すること。

#### 4 募集期限及び方法

##### (1) 募集期限

提案申込書の提出期限は 5 月 29 日（金）17 時とする。

※申込状況により延長する場合があります。

##### (2) 提出書類及び部数

下記書類を 1 セットにして、9 部（正本 1 部、副本 8 部）及び提出書類の PDF データを提出すること。

- ア 地域経済循環創造事業補助金に係る提案書（事業内容が分かるもの）
- イ 総務省が定める地域経済循環事業実施計画書（地域経済循環創造事業交付金交付要綱別記様式第 1 号別紙 1）
- ウ 収支計画の具体的な積算内容が分かる資料及び見積書（内訳が分かるもの）の写し
- エ 工程表、その他の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類
- オ 団体の構成名簿
- カ 税情報の確認同意書類又は市税に滞納がないことが確認できる書類
- キ 企業の場合にあっては商業登記簿謄本の写し、その他法人及び団体の場合にあっては、定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの
- ク 過去 3 期分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類）
- ケ 許可が必要な事業については、それを証明する書類の写し
- コ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出先 〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号  
糸魚川市役所 企画課  
E-mail : kikku@city.itoigawa.lg.jp

(4) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類のPDFデータは電子メールで送付すること。

5 応募に関する留意点等

- (1) 応募については1者につき1提案のみ受け付ける。
- (2) 虚偽の記載をした提案申込書等は、無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者又は補助事業者を選定するまでの間に、本要項「3申請者に係る要件」を満たさなくなった者が提出した提案申込書等は、無効とする。
- (4) 提案申込書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された書類は、原則として返却しない。
- (5) 応募に当たっては、実施する事業に連携の可能性のある課と事前に協議を行い、支援の了承を得ること。
- (6) 募集事業の内容・規模等については、市及び事業者の双方で確認の上、変更する場合があること。

6 選考方法

(1) 提出書類の確認

提出された提案申込書等により書面審査及びヒアリングを行い、この募集要項に合致しているかの確認を行う。この確認を通過した提案を、市長が国へ提出する。

(2) 国における審査

国において、事業内容の審査を行い、採択又は不採択を決定する。

7 選定

(1) 審査会の設置

当市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした糸魚川市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会は非公開とする。

(1) 審査方法

ア 以下の基準をもって採点を行う。

No.	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業の収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画に妥当性はあるか。</li> <li>・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。</li> </ul>	10
2	地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか。</li> <li>※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか。</li> </ul>	15
3	事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。</li> </ul>	10
4	雇用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。</li> </ul>	10
5	公共的な地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の循環、関係人口の増加、耕作放棄地の活用、空き家・廃校の解消、国指定重要文化財の修復と活用、研修施設を整備し後継者を育成等、地域課題の解決につながる事業であるか。</li> <li>・糸魚川市総合計画、その他の各種計画に掲載されている課題等と合致するか。</li> <li>※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。</li> </ul>	20
6	事業の新規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者にとって新規ビジネスであるか。</li> <li>※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。</li> </ul>	5
7	事業のモデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。</li> <li>・市内の類似の事業との整理がしており、非競合性が確保できている事業であるか。</li> </ul>	15
8	リスクに対する回避策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。</li> </ul>	5

9	事業の自立性	・補助金事業の完了後、地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10
合計			100

イ 会長及び各委員の評価点が上記基準の全ての項目において6割以上となった事業について、当市の地域課題や財政等の状況に鑑み、合議により申請事業を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

8 スケジュール

提出書類の受付期間           ～令和8年5月29日（金）17時

審査会                           6月上旬

国への申請                   6月末

交付決定                      8月末（予定）

※国の審査状況により遅れる場合があります。

9 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に当市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

10 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び当市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、当市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

10 その他

- (1) 当市からの補助は、国において採択された場合にのみ行うこと。また、補助金額については、国からの採択金額を上限とすること。

- (2) 他の補助金等との併用はできないこと。
- (3) 補助金申請については、企画提案書の金額等を精査した上で、別途手続きを行うこと。
- (4) (国において採択された場合、) 当市から交付決定が行われた後でなければ、原則、補助事業に着手(初期投資に関する着工・購買手続き等)することができないこと。
- (5) 補助事業の完了(初期投資に関する完工、納品等)は、原則として交付決定を受けようとする年度の3月中旬までに終わらせること。
- (6) 調達にあたっては、原則として競争入札を行うこと。
- (7) 当市から補助事業者への補助金の支払いについては、地域金融機関との融資契約の締結が確実となったことを確認してから行うこと。
- (8) 事業終了後、速やかに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出すること。

# チャンスです!!

## 地元で事業を始めるあなた

総務省が初期投資費用を支援します



ローカル10,000プロジェクト  
—— 地域経済循環創造事業交付金 ——

HPもチェック!



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



大切なのは「地域密着型事業」であること

# Local 10,000

## ローカル10,000プロジェクトとは？

ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)は、産学金官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した**新たなビジネスを立ち上げ**ようとする民間事業者などのみなさまの**初期投資費用を支援**するものです。民間事業者、国、地方が一体となって、将来にわたって富を生み出していく仕組み(地域経済循環)づくりに取り組んでいます。

ローカル10,000プロジェクトを活用して  
地域密着型事業をスタートするまでの流れ(例)



地域密着型事業  
を始めたい



まずは地方自治  
体(もしくは地域  
金融機関)に相談  
※総務省への相談も受付  
けています。



地方自治体が総  
務省へローカル  
10,000プロジェ  
クトを申請



事業の審査に通  
過し、交付金+融  
資で初期投資費  
用を確保する



事業の安定した  
スタートを切るこ  
とができる

### 確認チェックシート

6項目全てに該当する場合は支援対象の可能性あり!



地域の資源を活用する事業である



地域の新たな雇用創出に  
期待できる事業である



地域金融機関からの融資を  
検討している



地域課題の解決につながる事業である



新規事業の立ち上げである



新規性・モデル性が  
感じられる事業である

地域密着型事業とは、  
その土地の資源と資金を活用した、地域に雇用を生み出す事業のことです。



# 10,000 Project

## 事業スキーム

支援  
対象

### 民間事業者の初期投資費用 Point 1

- ▶ 地域密着型(地域資源の活用)
- ▶ 地域課題への対応(公共的な課題の解決)
- ▶ 新規性(新規事業)
- ▶ モデル性

Point 1

初期費用として  
使える幅が広い!

対象経費は以下のとおり

- 施設整備費  
※ 用地取得費を除きます。
- 機械装置費  
※ 著作権の取得やシステム構築なども対象です。
- 備品費  
※ リース・レンタルに係る費用も対象です。
- 調査研究費  
※ 事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費が対象です。

Point 2

### 公費による交付額

Point 3

国費 地方費

※ 地方自治体の予算措置が必要

Point 4

### 地域金融機関 による融資額等

- ▶ 公費による交付額以上

自己  
資金等

Point 2

融資額に応じて  
交付額が増加!

交付額について

- 上限2,500万円<sup>※1</sup>。
- 融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円<sup>※2</sup>。
- 2倍以上の場合は、**上限5,000万円<sup>※3</sup>**。
- ※1 交付額2,500万円を申請する場合、融資額(又は出資額)は最低2,500万円必要です。
- ※2 交付額3,500万円を申請する場合、融資額(又は出資額)は最低5,250万円必要です。
- ※3 交付額上限の5,000万円を申請する場合、融資額(又は出資額)は最低1億円必要です。

Point 3

国費(交付額のうち国の負担分)と地方費(交付額のうち地方自治体の負担分)の割合について

- 原則 1/2
- 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業 2/3,3/4
- 国の重点施策と連動した事業 国費を上乗せ  
※ 具体の事業については、総務省にお問い合わせください。

Point 4

地域金融機関について

地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンドなどによる出資を受ける事業も対象になります。

## 様々な分野の事業の初期費用に使うことができます

- ▶ 遊休施設を改修したコワーキングスペースの整備
- ▶ 地域の農産物を加工した新商品の開発
- ▶ 地域の水源を活かした生食用サーモンの大量養殖
- ▶ クラフトビールの製造・工場見学
- ▶ ズリの活用による再生エネルギー創造
- ▶ 廃校跡地を活用したグランピング施設の整備
- ▶ 放任竹林から生産した竹パウダーと市内の下水汚泥の混合・発酵による高機能肥料の製造
- ▶ サイクリング観光拠点整備(海の駅改築、サイクルシップ建設)



伝統工芸品の制作



グランピング施設の整備



コワーキングスペースの整備



# 活用事例



# 1

## 岩手県久慈市

### ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業

実施事業者: 有限会社 越戸きのこ園 公費による交付額: 40,000千円 地域金融機関による融資: 57,505千円

#### 事業背景

岩手県はしいたけ王国と呼ばれており、中でも久慈市は県の生産量の約4割を占めている。安定した生産体制の構築に向け、猛暑による品質・収穫への影響を軽減し、生産者の経験と勤で行っていた換気調整などの作業を見直すために、設備整備を検討。

#### 取組内容

- ▶ ICTを活用したハウス内温度・湿度・CO2濃度などの監視制御システムや、低コスト高断熱ハウスを導入。新たな菌床しいたけ栽培技術を確立するとともに、地域生産者への普及と、しいたけの一大生産地化を図る
- ▶ 久慈地域の木材の残材などを活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る

#### 現場からの声 ④ 民間事業者

**地域には活用できる資源が眠っている。**

有限会社 越戸きのこ園  
越戸 翔さん

地域資源を活かしたしいたけ栽培に、大きなやりがいを感じています。これまではハウス内の温度調節に化石燃料を使っていたのですが、本事業によって木質バイオマスエネルギーを使用したハウス栽培に切り替えました。この経験が、他の事業や分野でも地域に貢献できることはないかと考える、良いきっかけになりました。



# 2

## 山梨県都留市

### 富士の麓の小さな城下町都留市 織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト

実施事業者: 一般社団法人まちのtoolbox 公費による交付額: 11,000千円 地域金融機関による融資: 11,000千円

#### 事業背景

富士山の麓にある小さな城下町である山梨県都留市は、かつて織物産業が盛んであったが、現在は数えるほどの企業しかなく、後継者不足による製作体制の維持と技術の継承などの課題を抱えていた。また、市のふるさと納税の寄付額増額のため、魅力的な返礼品の開発も課題となっていた。そこで、人材育成や製作・販売などを一貫して行える拠点の整備が計画され、織物産業の復興を目指した。

#### 取組内容

- ▶ 古民家を改修し、織物製作を中心としたコワーキングスペースや都留市が発祥とされる郡内織の製造や販売、人材育成までが一貫して行える拠点を整備する
- ▶ 製品は通常販売のほか、ふるさと納税の返礼品として活用する
- ▶ 手織り機を使用した傘づくり教室の開催、ウェブ販売支援等を行う

#### 現場からの声 ④ 地域金融機関

**生まれ変わる街と信用組合としての喜び。**

山梨県民信用組合  
池谷 修一さん

事業の初期投資費用の負担軽減は、今後の織物産業の可能性を大きく広げてくれました。長期間、空き家となっていた古民家は新たな施設へと生まれ変わり、地元住民が生き生きと活動する拠点となっています。本来より地域に密着する金融機関である信用組合の立場として、制度の必要性と大きなやりがいを感じています。





## 3

## 長野県佐久市

## 循環型醸造事業～Ferment Base～

実施事業者：Brewing Farmers&Company合同会社 公費による交付額：4,333千円 地域金融機関による融資：4,334千円

## 事業背景

長野県佐久市望月地区は、少子高齢化や産業構造等の変化による耕作放棄地の増加、また地区内で多くの面積を占める森林機能の低下などが、市内でも特に顕著に現れている地域である。しかし一方で、豊かな自然環境を活かした特徴的な農業に取り組む人材や歴史ある酒蔵が連携することで、本地区は「どぶろく特区」に認定された。このことにより、農業を基軸として地域資源と自然エネルギーを活用したどぶろく醸造事業が計画された。

## 取組内容

- ▶ 工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う
- ▶ 薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。山林保全から水源維持、豊かな土壌につなげ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る
- ▶ 空き店舗を活用して、どぶろくの提供場およびコミュニティスペースとして農家レストランを開業する

## 現場からの声 ⑤ 民間事業者

**どぶろく製造で  
持続的に循環する地域へ。**

**Brewing Farmers&Company 合同会社**  
鈴木 健之助さん

人と自然の持続的な循環を生み出す事業でありたいです。私たちは環境保全農業（自然栽培）を軸として、自然発酵で醸造するどぶろく製造に取り組んでいます。制度を利用したことで、地域の方々とは常に話せる関係性が築けました。地元の未来を見据え地域、環境、行政、全てに良い影響を与える事業を目指します。



## 4

## 鹿児島県長島町

## ぶりと茶どころ鹿児島活性化事業

実施事業者：株式会社 夢ながしま 公費による交付額：23,500千円 地域金融機関による融資：25,000千円

## 事業背景

鹿児島県長島町において水産業は最大の基幹産業であり、中でも東町漁協は日本一の養殖ぶりの出荷量を誇っている。しかし、コロナ禍の影響を受けて養殖ぶりの販売は停滞。また、同じく特産品であるお茶の需要が伸びず、価格が低迷していた。事業実施主体は、地元大学や地元金融機関との連携を通じ、新たなブランドの構築を立案。ぶりの餌にお茶を混ぜて育てた「茶ぶり」の販売を通じ、地元お茶生産農家の所得向上を目指した。

## 取組内容

- ▶ 餌に地元産のお茶を混ぜ、茶カテキンの抗酸化効果による色変わりや鮮度感に優れた、魚の生臭さが無い「茶ぶり」「茶鯛」「緑茶カンパチ」の加工場を整備する
- ▶ 1/4カットや煮つけ用頭やアラのカットなど、コロナ禍による巣ごもり需要を見据えた一般家庭の消費者向け商品に加工し販売。さらには、輸出に適合した商品を生産し、海外への販路拡大も目指す
- ▶ 新たな養殖魚へのチャレンジを検討している若い世代に、製造ノウハウや加工行程の情報共有も実施する

## 現場からの声 ⑥ 地方自治体

**茶ぶりを通じて生まれた  
地域の連携。**

**鹿児島県長島町職員**  
中元 豊人さん

茶ぶりの知名度は、徐々に広まっていると感じます。事業主はこれまで、加工場の建設や海外輸出が可能な認証を取得するなどの努力をされたようです。最盛期には、臨時で地域雇用を行うなど事業は好調なようで、地域貢献になっています。今後も輸出の規模拡大や地元の物を使った商品開発など、新たな取り組みに期待しています。





## 5

### 島根県松江市

## 歴史文化の港町・美保関の 古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業

実施事業者:美保館 公費による交付額:19,000千円 地域金融機関による融資:19,000千円

### 事業背景

島根県松江市にある美保関町は、かつて海運の拠点として栄えた港町であるが、現在では人口減少や高齢化、旅行形態の変化などにより観光地としての衰退と過疎化が進行していた。それらの課題解決策として、空き家となっている歴史的建造物や古民家などを商業利用するための整備を実施し、交流の場とすることによる賑わいの創出が計画された。

### 取組内容

- ▶ 3軒の古民家をインバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設へとリノベーションする
- ▶ 既存の宿泊施設に半露天風呂を、国登録文化財にバーを新設する
- ▶ リノベーションや新設された施設を「交流の場」「観光情報発信の場」「地元住民の発表の場」などとして活用する

### 現場からの声 地域金融機関

1件の融資によって  
地域は活性化する。

山陰合同銀行境港支店  
阿部 虹花さん

事業者の思い描いたプランが実現したときは、自分のことのように嬉しかったです。本事業は、1件の融資が周辺地域の活性化につながっています。訪れた方々がリノベーションされた宿泊施設や古民家BARなどで楽しむ姿から、制度の必要性を改めて感じました。これからも地域金融機関として、地域の魅力発信に貢献したいです。



## 6

### 徳島県美馬市

## うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業

実施事業者:株式会社MIMAチャレンジ 公費による交付額:37,900千円 地域金融機関による融資:77,000千円

### 事業背景

徳島県美馬市の重要伝統的建造物群保存地区である「うだつの町並み」は、飲食店や宿泊施設などが少なく、滞在時間が短いうえ、年々来訪者が減少しているという課題を抱えていた。観光客の増加や地域産業の活性化につながる取り組みとして「うだつの町並み」の滞在型観光地への転換が計画され、歴史的町並みにおける古民家の有効活用が推進された。

### 取組内容

- ▶ 通過型観光地から滞在型観光地へ転換するための拠点となる、宿泊施設や飲食店などの整備を図る
- ▶ 重要伝統的建造物群保存地区である「うだつの町並み」の景観を守るための古民家の維持管理に着手する

### 現場からの声 地方自治体

地元住民に愛される  
観光地を目指したい。

徳島県美馬市職員  
二宮 正経さん

地元住民から愛される地域になってほしいとの願いから、本プロジェクトは銀行だけでなく、施工にも地元業者が優先的に採用されています。市としても再生協議会を立ち上げ、地域の意見に耳を傾けることに注力しました。「うだつの町並み」をきっかけとして地域が活性化し、そこに住む人たちの心豊かな生活につながってほしいです。





# お申し込みの流れ



事業の発案から事業開始までの流れは、**5つのステップ**で分けられます。  
地元を盛り上げたいという意欲のある方は、**まずは地方自治体へご相談**ください。

お申し込みの前にP1の **確認チェックシート** の項目に全て該当するか確認してください。

## 事業の発案

STEP 1



事業者や地方自治体が、地域の活性化に資する事業を発案。事業計画の素案の作成までを行います。

事業者からの発案だけでなく、地方自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、事業者を募るケースもあります。

## 事業計画書の作成

STEP 2



事業者や地方自治体を中心に金融機関などと調整しながら事業計画書を作成していただきます。

事業計画書は、事業の地域経済への貢献度や、持続可能性等について勘案の上、作成してください。審査の重要なポイントになります。

## 交付申請

STEP 3

地方自治体から総務省に交付申請を行います。外部有識者が、申請された事業の交付決定可否に関する審査を行います。



## 交付決定

STEP 4

総務省が交付を決定します。



## 事業開始

STEP 5

総務省および地方自治体の交付決定後、事業の開始が可能となります。

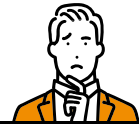


事業計画が固まり次第、  
お早めに総務省へご連絡ください。

約1ヶ月半



## よくあるご質問



### Q. 実施予定の事業が「ローカル10,000プロジェクト」の対象となるか確認するにはどうすればいいですか？

A. 「ローカル10,000プロジェクト」は、地域の産学金官※の連携により、地域の資源と資金を活用して、地域に雇用を生み出す地域密着型事業の立ち上げを支援するものです。対象事業についての詳細は1ページ目の確認チェックシートをご確認ください。

※産学金官：産業界（民間企業）、学校（大学など教育機関）、金融機関（地域金融機関）、官公庁（国・地方自治体）の総称

### Q. 事業を「ローカル10,000プロジェクト」に申請したいのですが、何から始めればいいですか？

A. 「ローカル10,000プロジェクト」は地方自治体を通じて総務省へ申請いただく必要があります。まずは事業実施地域の地方自治体へご相談ください。なお、地域金融機関からの融資が申請の条件となりますので、地域金融機関にもご相談ください。制度の詳しい内容や申請にあたり、ご不明な点は総務省までお問い合わせください。

### Q. 地域金融機関とは何ですか？

A. 事業実施地域の第一地方銀行、第二地方銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等を指します。

### Q. 事業の事前着手は可能ですか？

A. やむを得ない事情がある場合に限り交付決定前着手が可能です。必ず事前にご相談ください。

### Q. 国の補助金との重複は可能ですか？

A. 原則として国の補助金との重複は認められません。ただし、事業として対象経費や収支を完全に切り分けることができる場合は可能です。

毎月、続々と交付決定しています！



詳しい条件や申請書類等は、こちらのQRコードからご確認ください。



お問い合わせ

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

☎ 03-5253-5523 (直通) ✉ [chisei@soumu.go.jp](mailto:chisei@soumu.go.jp)

交付金の事業応募は随時受付中!(毎月10日締切) 事前相談など、お気軽にご相談ください!

# ローカル10,000プロジェクト 令和8年度制度改正について（公費助成の上限額等の見直し）

- 物価高騰の影響を踏まえ、公費（国費＋地方費）による助成の**上限額を増**（原則2,500万円→3,000万円）
- 「融資／公費」比率に応じた上限額のかさ上げ措置について、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、**「融資／公費」比率と公費助成の上限額を見直し**（最高5,000万円→5,500万円）
- 国費の交付率がかさ上げ（原則1/2→3/4）となる「重点支援分野」は、「**地域脱炭素**」、「**若者・女性活躍**」
- 本制度改正は、**令和8年4月1日以降の交付申請※1事業から適用※2**

※1 事業実施計画書の審査後、交付要綱に基づいて行う申請

※2 既に融資額の調整・自治体の予算化が進んでいる案件を考慮し、**令和7年度中に所定の事業実施計画書が総務省に提出された場合**には、制度改正により助成額が引き下がらないよう、交付申請が令和8年度となっても、**従前の上限額を適用**（「融資／公費」比率1.5倍～3倍の区分）

公費（国費＋地方費）による助成

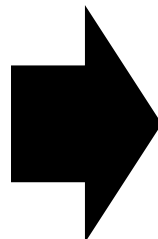
地域金融機関による融資等  
（原則、無担保融資）

自己  
資金等

（現行）

融資／公費	公費助成の 上限額
2倍～	5,000万円
1.5倍～	3,500万円
1倍～	2,500万円

↑  
上限額のかさ上げ



（改正後）

融資／公費	公費助成の 上限額
4倍～	5,500万円
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

↑  
上限額のかさ上げ

「融資／公費」比率と  
公費助成の上限額を見直し  
最高5,000万円→5,500万円

公費助成の上限額を増  
原則2,500万円→3,000万円

# <参考>

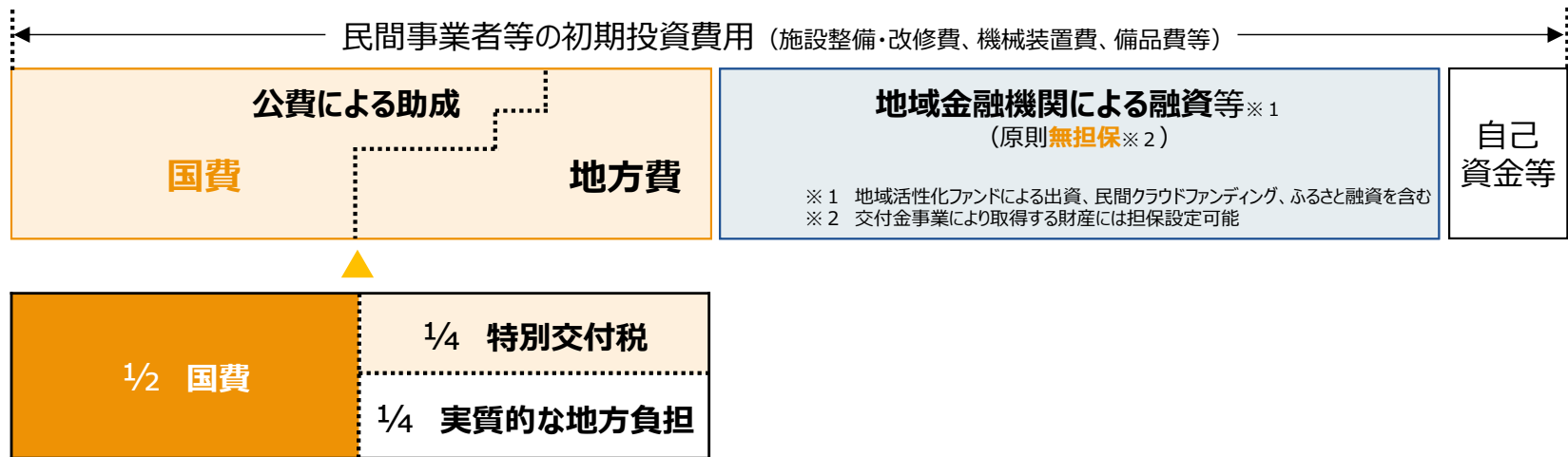
## ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）の推進

R8当初予算額案 6.7億円  
R7補正予算額 21.2億円  
(R7当初予算額 6.2億円)



- 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援
- **①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性**の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

### 事業スキーム



### 助成上限額（自治体→事業者）

**R8拡充**

融資／公費	公費による助成上限額
4倍～	<b>5,500万円</b>
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	<b>3,000万円</b>

### 交付率（国→自治体）

- ・原則、公費の1/2
- ・条件不利地域  
財政力0.25～0.5 2/3  
財政力0.25未満 3/4
- ・重点支援分野 3/4  
(地域脱炭素、若者・女性活躍)



- 交付金の申請主体は自治体（都道府県・市区町村）
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,500万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能
- 申請は随時受付